

2 高農基 第 263 号
令和 2 年 5 月 18 日

建設工事等の事業者 様

高知県知事

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における建設工
事等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に本県を含む一部の地域において緊急事態宣言が解除されたところですが、同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、高知県農業振興部が発注する建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）について、別添のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。